

早稲田大学博士論文(概要)		
学位記	2006	文科省報告
4425	甲	② 2066

W
学位論文
4425
2

王国・教会・帝国
——カール大帝期の王権と国家——

五十嵐 修

論文概要書

かつて増田四郎氏は、西欧中世の政治世界を教皇権と皇帝権という二中心をもつ橿円世界と表現した。この表現は、堀米庸三氏に継承され、わが国の中世史学において有名になった。確かに、この表現は西欧中世政治世界の特質を端的に示している。西欧中世政治世界には、二つの普遍を主張する政治権力があり、この二つの中心を軸にして、複雑な政治史が展開された。二つの普遍主義的権力が併存し、対抗していたことが、ヨーロッパ中世政治世界の大きな特徴であった。叙任権闘争をはじめ、西欧中世の主要な政治問題には、ことごとく皇帝権と教皇権が何らかの関わりをもったといつても、言い過ぎではないだろう。

しかし、これは8世紀の政治世界には全くあてはまらない。

第一に、皇帝権が存在しなかった。最後の西ローマ皇帝が廃位されて以降、すでに実態としては消滅していた西ローマ帝国は形式的にも消滅し、「ヨーロッパ」から皇帝がいなくなった。皇帝と称する人物は、コンスタンティノープルの東ローマ皇帝だけになった。メロヴィング朝後期には、イタリア以西の地域におけるコンスタンティノープルの皇帝の威信はほとんど消滅した。そして8世紀には、イタリア以西の地域では、皇帝権の存在は、ほぼ完全に視野から消えてしまったといってよい。また、ローマ教皇権も、8世紀においてはまだ首位権の主張を十分浸透させることはできなかった。特にレオ1世以降、ローマ教皇は「頭と手足」という比喩を用いて、教皇首位権の浸透を図ったが、フランク王国の教会においては、この努力は完全な成功を収めるにはいたらなかった。ガリアの教会とローマ教皇の関係は、必ずしも緊密であったとはいえないかった。確かにフランクの教会はローマ教皇の権威を承認しており、ローマ教皇の教勅を尊重していた。しかし、その一方で、フランク王国の教会は、教皇座よりもむしろ王権と密接な関係にあり、独自の歩みを示していた。

このように、8世紀の「ヨーロッパ」においては、ヨーロッパ中世世界を特徴づける二つの普遍主義的政治勢力である皇帝権も教皇権も、さほど重要な役割を演じていなかった。ところが、この状況は8世紀から9世紀にかけて大きく変貌し、二つの普遍主義的政治権力の協調と対立に彩られる、西欧中世世界が次第に姿を現すのである。この大きな変化の只中にあって重要な役割を演じた人物こそ、カール大帝に他ならない。すでに強大な権力

を掌中に収めていたカールは、800年のクリスマスに皇帝に即位し、西方世界において皇帝権を再興し、西欧中世政治世界の確立に向けての第一歩をした。そして、この動きと連動して、ローマ教皇はビザンツと完全に決別し、教皇と皇帝を二つの中心とするローマ・カトリック世界が確立することになるのである。

本書の主題は、カール大帝期における新しい政治秩序の確立過程と、この過程の中で生じたフランク王国の統治理念および統治方法の展開を究明することである。カール大帝の時代に「王国」と「教会」の関係がさらに緊密になっただけでなく、カールの皇帝戴冠により、「帝国」という新たな国家理念が導入され、フランク王国の本質そのものが問われることになった。こうして、この時期のフランク王国の政治は、「王国」、「教会」、「帝国」という三つの基本理念をキーワードとして展開されることになった。本論文の題名を「王国・教会・帝国」としたのは、そのためである。本論文の考察時期に関しては、資料はけっして豊かではなく、アルクインの著作などを除けば、宮廷の政治理論を示す手がかりは、ごくわずかである。しかし、アルクインの著作や、様々な公文書や政治的な実践の分析を通じて、この時期のフランク王国の政治史・国制史の大きな流れを把握したい。

以下の四点を特に意識して、研究を行った。

まず第一に、この時期のローマ教皇座とイタリアの政治状況をフランク宮廷の視点から考察しようと試みた。ランゴバルト勢力、ローマ教皇座、ビザンツ勢力が複雑に絡み合った8世紀から9世紀にかけてのイタリアの政治情勢は、確かにそれ自体、一書を必要とする研究対象である。しかしながら、カールの皇帝戴冠にいたる大きな政治的な潮流を理解するためには、避けて通うことのできないテーマである。イタリア情勢の推移がフランク宮廷の政治姿勢に大きな影響を及ぼしたことを理解することは、きわめて重要である。

第二に重視したことは、カールの時代の勅令と教会会議の決議録をできる限り詳細に分析しようと試みたことである。W.ウルマンは『カロリング・ルネサンスと王権理念』(1969年) のなかで、カロリング・ルネサンスと呼ばれてきた文化復興現象も、キリスト教にもとづく社会全体の再生というプランの一部をなしているにすぎないことを明らかにした。彼によれば、この時期の勅令(カピトゥラリア)も教会会議の決議も、この究極的なプランのために用いられた道具のひとつであった。そして、実際、この時期の勅令には宗教に関わる多くの規定があることを知ることができる。そのことは、789年の『一般訓令』だけでなく、他の多くの勅令にもあてはまる。このような視点からカール大帝期の勅令を分析したものに、R.マッキターリックやTh.ブックの研究があるが、マッキターリックの著作のなかで取りあげられている勅令は『一般訓令』に限られている。また、ブックの業績もカールの時代のすべての勅令を対象としたものではない。勅令研究と政治思想研究を結びつけることは、本書の目論見のひとつである。

第三に、宫廷の構成員の動向に关心を払い、カールの政治行動と宫廷のメンバーの関わりをできる限り具体的に解明しようとした。当然のことだが、君主はひとりで政治を担っていたのではない。国王は宫廷の主要メンバーとのコミュニケーションの中からアイデアを練り、政治的決断を下した。側近たちの集団は、史料のなかで一般に「王の助言者」*consiliarii regis* と呼ばれている。「王の助言者」のメンバーは流動的であったが、宮中伯などの宫廷官職保持者、ピピン以来徐々に形成されてきた宫廷礼拝堂の聖職者、あるいは、宫廷学校に関係した聖職者たちが主要メンバーであった。私たちの情報源は聖職者に偏つており、俗人の官職保持者たちのことは断片的に知ることができるにすぎない。しかし、付録の「カール大帝期の宫廷要人一覧」に示したように、内政および外交で重要な役割を演じた俗人の官職保持者たちがいた。このような「王の助言者」たちが、皇帝戴冠などの政治問題にどのように関わったのかという問題も、考察が必要であろう。

第四に、本論考では、原則的にカールの治世の動きを年代順に追うことにより、カールの治世のダイナミックな変化を見逃さないように注意した。特に、800年のカールの皇帝戴冠とその前後の一連の出来事は、カール個人およびフランク宫廷のみならず、西方キリスト教世界全体にとっても大きな転換点であったから、その前後を分けて考えることは重要である。また、特に780年代後半以降のビザンツとの対抗意識の深まりは、フランクの外交政策のみならず、内政にも大きな影響を与えた。しかし、もちろん、大きな流れを理解するためには、単に年代順にカールの動きを追っていくだけでは十分ではないことはいうまでもない。構造的に把握することも重要であり、つねにそのことは意識した。

さて、上記の四点を特に意識して考察した結果、新しい政治秩序の確立過程とカール大帝期の統治理念について、従来の研究とは異なる結論に達した。以下、その結論を要約する。

フランク王国は、膨張を基礎に置いた国家であり、膨張が不可能なときは、分国間の紛争が、貴族たちの野心を満足させていた。それにもかかわらず、フランク王国が解体しなかったのは、すでに強固な王朝的神話力が生じ、指導者層の間に、フランク王国への帰属意識が育っていたためである。フランク人のトロイア出自神話も、こうした帰属意識の発展と関連するだろう。しかし、残された史料から判断する限り、宫廷がこの伝承を積極的に活用しようとしたことは認められない。宫廷はなお、伝統的な国家觀に固執していたようと思われる。

だが、「王国」を宗教的な共同体と捉える見方が少しずつみられるようになる。その原動力のひとつは、ボニファティウスの教会改革運動であり、もうひとつは、ローマ教皇座である。とくに、政治的に苦境にあり、フランク王権の助力を必要としていた教皇座は、宗教的な言説を駆使して、フランク王国もまた、ローマを中心とする宗教共同体の一部であ

ることをフランク宮廷に思い起こさせようと試みた。教皇は、敵対関係にあったランゴバルト王権を「神の敵」と位置づけることで、フランク人に軍事行動を促した。「ローマ人のパトリキウス」という称号のピピンへの授与も、このような教皇の立場から理解される。

しかし、伝統的に親ランゴバルト政策をとっていた宮廷は、イタリア問題への介入には、慎重な態度を崩さなかった。このような状況が変わるのは、751年の王朝交替からである。カロリング朝を創始したピピンは、宗教上の中心であるローマ教皇座との関係を強めることで、支配の正当化の浸透を図ろうとし、イタリアへの積極的な介入を決断した。これは、新たな政治秩序の形成に向けての第一歩であった。ただし、ピピンはイタリアを直接支配下に置くことはなく、フランク王国の統治構造を変えることも、新しい国家観が現れることもなかった。決定的な歩みは、ピピンの息子カール大帝期に生じる。カールは、774年にランゴバルト王国を併合し、イタリアを直接支配下に置いた。

フランク王権にとって、イタリアは独自の高度な文化と伝統をもつ世界であり、フランク王国への急速な統合は不可能であると思われた。それゆえ、バイエルン、ザクセンなどとは異なり、フランク王権はイタリアには、最初から半独立的な地位を用意し、カールは、「フランク人の王にして、ランゴバルト人の王」と称した。イタリア支配の開始により、ローマ教皇座を支配下に置くようになったことは、フランク王権とローマ教皇座がさらに深く結ばれたことを意味した。ただし、これは、フランク王権が一方的にローマ教皇座を自分の思うように動かすことができるようになったことを意味しない。宗教的な中心であることを自認するローマ教皇座のイデオロギー的磁力は強力であり、それに対して、フランク王権は、理論的に対抗する手段を持っていなかった。ローマは、ペトロの後継者であるという立場から、一貫してフランクの軍事力を利用し、ローマを中心とするキリスト教世界を確立しようと試みた。フランクによるイタリア支配の確立は、フランク王国とビザンツ帝国が直接の隣人になったことを意味した。すでに、780年代後半には、フランク宮廷は、かなりビザンツ帝国を意識するようになっていたと思われる。

カールとその宮廷は、アルクインなどの外国生まれの聖職者の思想的な影響下に、789年に、独自の新しい国家理念を基本方針に定めた。この基本方針を定めたものが、『一般訓令』である。この文書は、フランク宮廷の、いわば「教化のプロジェクト」を表明したものである。王権は、フランク王国に宗教共同体としての色彩を与え、キリスト教徒であることを臣民たちに徹底して教えこもうとした。こうして、教化もまた、国家の重要な任務となった。宮廷は、旧約聖書の宗教国家をモデルとして、王国民をトータルに把握しようと試みた。カールは、フランク王国の臣民にキリスト教徒としての自覚を与え、共同体の構成員たちに共通の倫理や価値観を与えようとした。「教化のプロジェクト」は、従来以上に、人々に「キリスト教徒」としてのアイデンティティを与え、これにより、王国内の法・慣習・言語の差異を後景に退かせようという試みであったともいえる。いわば、多様な人々

の意識の上層に「キリスト教徒」という薄い膜を張り、この膜を通じて、国王が統治するというプログラムであった。

しかし、宮廷がつねに「教化のプロジェクト」に固執していなかつたことにも注意しなければならない。「教化のプロジェクト」は、共同体全体の方向性を示すための一つの方法であったが、唯一の方法であったわけではない。宮廷は、当時の社会で広がりつつあった宣誓という手段を用いて、王国の構成員を王権の意思に服属させようとも試みた。789年の一般的臣民宣誓の実施は、このような観点から理解することができる。

フランク宮廷は、ビザンツの聖画像論争に関わることで、ビザンツとの対抗関係を先鋭化していった。790年ごろに作成されたと思われる『カールの書』は、ビザンツとの対抗関係の先鋭化を示す記念碑である。カールは、この書物の中で、異教徒の改宗、信仰の統一性、ローマ教皇との親密な関係を強調しつつ、自分がすでに、イスパニアとブリタニアを除けば、かつての西ローマ帝国全域を支配していると述べ、「東のローマ帝国」であるビザンツ帝国との対抗意識を露わにした。だが、『カールの書』が結局、公表されなかつたことは、フランク王権の政治理論上の立場の弱さを示唆する。『カールの書』の内容に、ローマ教皇は強い難色を示した。これに対して、カールはローマ教皇の主張を無視することなく、むしろ、妥協する道を選択するのである。

「帝国」問題が浮上するのは、796年に就任した新しい教皇レオ3世が、政争に巻き込まれ、パーダーボルンのカールに助けを求めてきてからのことである。たしかに、その少し前から、アルクインは「キリスト教帝国」の表現を時々用いており、「帝国」という言葉は、以前に比べれば、宮廷でも馴染み深い言葉になっていたように思われるが、アルクインの表現の中には、カールが実際に皇帝になるという意味は一切含まれていない。レオの提案があつてはじめて、皇帝戴冠問題が検討課題となつたのである。

ローマ教皇の提案が、フランク宮廷に直ちに受け入れられたわけではなかつた。宮廷の人々は、アルクインを通じて、「帝国」概念に以前よりは馴染むようになつてゐるといえ、この提案を直ちに受け入れるだけの政治思想は育つてはいなかつた。ただし、正統な教義を守ろうとはせず、異端的な教えに固執するビザンツの君主が皇帝と称しているのであれば、現実に広大な領土を有し、正統信仰の擁護と拡大のために邁進するフランク国王カールこそが、むしろ皇帝にふさわしいのではないか、という思いはあったようと思われる。すでに、ビザンツとの対抗意識は、聖画像論争を経て、フランク王権の政治思想の重要な一部になつてゐた。そして、結局は、フランク宮廷の政治的判断は、このような考え方によつてものであつたのである。800年のクリスマスに、ローマでカールの皇帝戴冠式が挙行されたが、カールの皇帝戴冠には、フランク宮廷とローマ教皇座の「異夢」が重なつてゐた。ローマ教皇座は、これにより、ローマが単なる宗教上の中心だけでなく、政治上の中心ともなることを期待した。また、この「帝国」において、教皇が重要な役割を果たすことを

願っていた。しかし、フランク宮廷は、ローマ教皇に必要以上に大きな役割を認めることを警戒していた。この新しい政治秩序の中心は、あくまでもフランク王権でなくてはならなかった。

このように、両者の思惑が一致したところにはじめて、カールの皇帝戴冠は実現したわけであるが、「皇帝」と「帝国」が実際どのような意味をもっているのかは、当事者にとつても、はっきりとはしなかった。フランクの立場と教皇座の立場は同じではなかっただけでなく、フランク宮廷内でもおそらく当初様々な意見があった。これが、いかにフランク宮廷の頭を悩ます問題となったかを、801年から802年にかけての様々な史料が明確に示している。新たに誕生した「帝国」の性格は、あまりにも微妙なものであった。それゆえ、結局のところ、「帝国」は、新しい統治プログラムとはならなかったのである。

802年にカール大帝は、統治改革に踏み出した。789年をカール大帝の治世の第一の転換期と呼ぶなら、802年は第二の転換期である。宮廷は従来の統治方法の欠点を自覚し、国王の義務である平和と正義の実現のために、国王巡察使制度を改革し、地方への統制を強め、「強い者たち」(*potentes*)に「貧しい者たち」(*pauperes*)に対する保護義務を思い起こさせようとした。宮廷は、多くの文書を作成し、国王巡察使に指示した。このようなことが可能になったのは、宮廷主導の「カロリング・ルネサンス」によって、文字文化がエリート層に浸透しつつあったことからである。文字文化は聖職者だけでなく、俗人貴族階層にも広がりを見せていた。

この802年の改革では、宗教共同体モデルは、それほど前面には現れていない。もちろん、宮廷が『一般訓令』で打ち出した宗教共同体モデルを放棄してしまったわけではない。むしろ、焦点が理念から具体的な法整備へと移ったというべきだろう。しかし、802年の『一般勅令』には、宮廷が宗教共同体という理念の浸透だけに固執していなかったことを示す多様な条項が含まれている。このことは特にこの勅令の第2条から第9条にかけての条項から明らかになる。これらの条項では、フランク宮廷が、「王国」を宣誓共同体としても理解していたことが如実に示されている。さらにまた、宮廷は法治国家としての内実をこの「国家」に与えようと努力した。「法」*lex*は、この勅令のキーワードのひとつである。法典附加勅令と部族法典の成文化も、おそらく、このような文脈の中に位置づけることができるだろう。

カール大帝は806年に政治的遺言状というべき『王国分割令』を公布したが、それは概ね伝統的な王位継承原則に沿った内容のものであった。ビザンツとの関係が不透明な状況の中で、彼は皇位継承問題に関して態度を表明することを避け、自分の死後、フランク王国が三人の王子たちの間で分割されることを定めた。3人の王子の立場は基本的には同等であった。おそらく、大帝がこのような文書を定めたのは、カール青年王に嗣子がなく、自分の死後、たちまち、相続争いが生じることを畏れてのことであったと思われる。この

ような伝統的な王位継承原則の採用は、フランク宮廷内の主流派が、国内外の政治情勢の変化にもかかわらず、依然として、伝統的な価値観に執着していたことを示している。

この『王国分割令』で示された王位継承計画は、810年のイタリア王ピピンの死、811年のカール青年王の死去により、意味を失った。最晩年のカール大帝は、813年に、「新しい政治的遺言状」とも呼びうる、重要な政治的な決断を下した。二つの決断とは、唯一生き残っている王子ルイを共治皇帝とするためにアーヘンで皇帝戴冠式を挙行したことと、この年に大規模な教会会議を開催させたことである。

810年から813年にかけて、ビザンツ帝国との関係は急速に改善した。ビザンツ皇帝ミカエル1世は812年に使節をアーヘンに派遣し、フランクとビザンツの間で和平条約が締結された。フランク側はもともと、自分たちの「帝国」が「ローマ帝国」の後継国家であるとは考えていなかった。カールの帝位が承認され、ビザンツ皇帝との同等性が確認できれば充分であった。813年のルイの皇帝戴冠式は、このようなビザンツとの外交関係の進展があつてはじめて実現した。大帝は、帝位が継承されることを内外に示した。大帝と宮廷は、ルイの皇帝戴冠式をローマではなく、アーヘンで挙行した。これによって、ビザンツによって承認された西方皇帝権が、ローマ教皇の介在を必要としない、すなわち、『コンスタンティヌスの定め』の政治理論に依拠しない皇帝権であることを表明した。フランク宮廷が、「ローマ帝国」を自分たちの国家のモデルとしていなかったことは、大帝がイタリア王ピピンの遺児ベルンハルトにイタリア王位を継承させたことにも示されている。宮廷の主流派が考える「帝国」とは、ビザンツと同格の、巨大な国家という意味に他ならなかったのである。

カール大帝のもうひとつの「政治的遺言状」は、フランク王国の五ヶ所で開催された教会会議である。このような形で教会会議が開催されたことは、フランク王国では一度もない。大帝は、フランク王国もキリスト教共同体の一部であり、臣民たちがキリスト教徒に他ならないことを改めて示すとともに、宮廷と臣民たちを結びつけるためにいかに重要な役割を担っているかを、聖職者たちに理解させようとした。王位および帝位の継承問題について決断を下した大帝は、同時に、今一度、この国家の基礎が宗教にあることを示そうとした。

このように、フランク宮廷は様々な手段を用いて、この広大な政治共同体を維持しようと試みた。しかし、結局のところ、臣民に王権への忠誠心を植え付けることはできなかつた。それは、おそらく、カールのフランク王国を短命に終わらせる一因となつた。ルイ敬虔帝は父カール大帝の路線を継承したが、この政治共同体にいっそその持続性を与えることには成功しなかつた。その後の父子戦争、兄弟戦争を経て、カール大帝のフランク王国はゆるやかに解体の方向に向かつた。やがて、もともと独立性を保持し続けていたイタリ

アだけでなく、残りの地域も、次第に二つに分裂していく。それぞれの領域は独自の政治共同体、すなわち「フランス」と「ドイツ」へと発展していくのである。それは、カール大帝時代にすでに観察される、フランク王国という政治共同体の脆さのひとつの結果であった。